

EXE-i(エグゼアイ)シリーズの

第1期の実質的な費用合計(概算)のお知らせ

平素は「EXE-iシリーズ(以下「本ファンド」といいます。)」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、本ファンドの第1期(自:2013年5月13日 至:2014年5月12日)の運用報告書については販売会社を通じ交付させていただいているところですが、一部の投資者様より「実質的な費用合計」に関するご質問が寄せられているため、下記のとおりご案内させていただくものです。

なお、弊社では本ファンドについて、引き続き適時適切な運用を行うべく努力して参る所存ですので、今後とも変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

記

本ファンドの第1計算期間中の実質的な費用合計(概算)(1万口あたり)は、次のとおりです。

(単位:円)

|                    | ①                | ②                          | ③                       | ④      | ⑤                         |
|--------------------|------------------|----------------------------|-------------------------|--------|---------------------------|
|                    | 運用管理費用<br>(信託報酬) | 投資対象とする<br>投資信託証券の<br>信託報酬 | 実質的な<br>信託報酬負担<br>(①+②) | その他の費用 | 実質的な<br>費用合計(概算)<br>(③+④) |
| 先進国株式ファンド          | 26               | 10.3                       | 36.3                    | 15     | 51.3                      |
| 新興国株式ファンド          | 23               | 15.8                       | 38.8                    | 15     | 53.8                      |
| グローバル中小型株式<br>ファンド | 26               | 25.0                       | 51.0                    | 12     | 63.0                      |
| 先進国債券ファンド          | 25               | 17.9                       | 42.9                    | 26     | 68.9                      |
| グローバルREITファンド      | 23               | 23.5                       | 46.5                    | 22     | 68.5                      |

<算出方法等>

次の費用(消費税等のかかるものは消費税等を含む)は、期中の追加・解約により受益権口数に変動があるため、投資信託協会規則に則り、次の簡便法により算出しています。なお、算出された値は表示単位未満四捨五入しています。

- ① 期中の平均基準価額×信託報酬率(消費税は8%で算出)
- ④ 監査報酬、売買委託手数料、有価証券取引税、保管費用等の合計ですが、期中の各金額を各月末現在の受益権口数の単純平均で除したものです。

また、②の費用は、各ファンドが組入れるETFのエクスペンスレシオ(信託報酬)ですが、組入ETFの日々の純資産額に、一日あたりのエクスペンスレシオを乗じて得た額を基に算出しています。なお、算出された値は表示単位未満四捨五入しています。

以上

<お申込みメモ>

|                    |                                                                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                     |
| 購入価額               | 当初申込期間:1口あたり1円<br>継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                  |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                  |
| 換金単位               | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                     |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                      |
| 換金代金               | 換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。                                                                             |
| 購入・換金申込受付不可日       | 日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行休業日には受付を行いません。                                                                         |
| 申込締切時間             | 午後3時までには、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。<br>※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。 |
| 購入の申込期間            | 平成25年5月13日(月)～平成26年8月12日(火)<br>※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                      |
| 換金制限               | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。                                                                      |
| 購入・換金申込受付の中止及び取り消し | 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。                 |
| 信託期間               | 無期限(設定日:平成25年5月13日)                                                                                         |
| 繰上償還               | 受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。                                                                    |
| 決算日                | 原則として、毎年5月12日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                  |
| 収益分配               | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。                                                                                |
| 公 告                | 委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。                                                                            |
| 運用報告書              | ファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社よりお届けします。                                                                       |
| 課税関係               | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>※税制が改正された場合は、変更となる場合があります。 |

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

<ファンドの費用>

|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |                    |                        |                |                       |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|------------------------|----------------|-----------------------|--|
| <b>■ 投資者が直接的に負担する費用</b>                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |                    |                        |                |                       |  |
| 購入時手数料                                                                                                                                                                                                                | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                |                    |                    |                        |                |                       |  |
| 信託財産留保額                                                                                                                                                                                                               | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                |                    |                    |                        |                |                       |  |
| <b>■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用</b>                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |                    |                        |                |                       |  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                                                      | 各ファンドの日々の純資産総額に年0.2484%(税抜:年0.23%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。なお、当該報酬は毎計算期間の最初の6カ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。(2014年2月現在)                                                                                                |                    |                    |                        |                |                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                       | 先進国株式<br>ファンド      | 新興国株式<br>ファンド      | グローバル<br>中小型株式<br>ファンド | 先進国債券<br>ファンド  | グローバル<br>REITファン<br>ド |  |
|                                                                                                                                                                                                                       | 運用管理費用(信託報酬)                                                                                                                                                                                                                                          | 年0.2484%(税抜:0.23%) |                    |                        |                |                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                       | 内訳                                                                                                                                                                                                                                                    | 委託会社               | 年0.108%(税抜:0.10%)  |                        |                |                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                       | 販売会社               | 年0.108%(税抜:0.10%)  |                        |                |                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                       | 受託会社               | 年0.0324%(税抜:0.03%) |                        |                |                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                       | 投資対象とする投資信託証券の信託報酬 <sup>※1</sup>                                                                                                                                                                                                                      | 0.11%              | 0.187%             | 0.273%                 | 0.2%           | 0.17%                 |  |
| 実質的な負担 <sup>※2</sup>                                                                                                                                                                                                  | 年0.3584%<br>程度                                                                                                                                                                                                                                        | 年0.4354%<br>程度     | 年0.5214%<br>程度     | 年0.4484%<br>程度         | 年0.4184%<br>程度 |                       |  |
| (注) 投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。<br><sup>※1</sup> 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率(年)であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。<br><sup>※2</sup> 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率(年)になります。 |                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |                    |                        |                |                       |  |
| その他費用<br>及び手数料                                                                                                                                                                                                        | ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、管理費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から差し引かれます。またファンドの参考指標に関係する費用等が発生することになった場合には、これらの費用についてもファンドが負担する場合があります。<br><sup>※</sup> これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。 |                    |                    |                        |                |                       |  |

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドにかかるリスクについて

### 【基準価額の変動要因】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

<主な変動要因>

#### 価格変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動し、債券(公社債等)は国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動し、また、一般にREIT(不動産投資信託)が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動するため、投資対象ファンドが組入れる株式、債券やREITの価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。

#### 信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

### 《その他の留意点》

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

### 《投資信託ご購入の注意》

- ・投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- ・投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- ・投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様へ帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。